

犬山市指定ごみ袋取扱所に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第60号。以下「条例」という。）第10条の2に規定する指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の取扱所（以下「取扱所」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成12年規則第53号。以下「規則」という。）第15条第1項の規定により、指定ごみ袋の取扱いに関する業務（以下「取扱業務」という。）を取扱所に委託する。

(取扱業務)

第3条 取扱業務は、条例第17条第1項第3号に掲げる一般廃棄物処理手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）の徴収及び指定ごみ袋の販売とする。

2 取扱所は、指定ごみ袋のうち、大袋、中袋及び小袋にあつては10枚を1組、減量型袋にあつては20枚を1組として取り扱うものとする。

(申請)

第4条 取扱所の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犬山市指定ごみ袋取扱所指定申請書（様式第1）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 取扱いを行おうとする店舗の位置図及び写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市指定ごみ袋取扱所指定通知書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

3 前項の通知を受けた取扱所は、市が交付する指定ごみ袋取扱所の表示証（様式第3）を店舗等に掲示するとともに、犬山市予算決算会計規則（平成3年規則第16号）第55条に規定する委託の内容を記載した証票を携行しなければならない。

（ごみ処理手数料）

第5条 取扱所は、ごみ処理手数料を、指定ごみ袋の引渡しの日属する月の翌月の末日（当該翌月が4月の場合は、20日）までに納入しなければならない。

（指定ごみ袋取扱手数料）

第6条 市長は、取扱所に対し、別表に定める金額を、指定ごみ袋取扱手数料（以下「取扱手数料」という。）として支払うものとする。

（取扱所への指示等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、取扱所に対し、指定ごみ袋の取扱方法に関して指示し、又は報告を求めることができる。

（指定ごみ袋の引渡し）

第8条 取扱所は、市から指定ごみ袋の引渡しを受けようとするときは、犬山市指定ごみ袋買受申請書（様式第4）を市長に提出するものとする。

2 指定ごみ袋の引渡しは、大袋、中袋及び減量型袋にあっては50組を、小袋にあっては100組を単位とする。

3 指定ごみ袋の引渡しは、毎週木曜日（12月29日から翌年の1月3日までの間を除く。）に犬山市都市美化センターから取扱所へ配送することにより行うものとする。ただし、木曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）であるときは、市長が別に指定する日に配送するものとする。

4 前項の配送は、午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

5 取扱所は、第3項に定める日でない日に指定ごみ袋の引渡しを希

望するときは、犬山市都市美化センターにおいて直接交付を受けるものとする。

6 前項の交付は、犬山市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する市の休日においては行わない。

（変更及び廃止の届出）

第9条 取扱所は、第4条の申請の内容に変更が生じたとき、又は取扱所を廃止しようとするときは、犬山市指定ごみ袋取扱所変更・廃止届出書（様式第5）を速やかに市長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第10条 市長は、取扱所が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱所の指定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 長期間にわたり第8条第1項の申請がないとき。

（指定ごみ袋の返還）

第11条 取扱所は、前2条の規定により指定を廃止し、又は取り消されたときは、現に保有する指定ごみ袋を速やかに市長に返還するとともに、ごみ処理手数料還付請求書（様式第6）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還された指定ごみ袋の数量に相当する既納のごみ処理手数料を還付するものとする。

3 取扱所は、返還した指定ごみ袋の数量に相当する取扱手数料を既に受領していた場合、その取扱手数料を返納するものとする。

（遵守事項）

第12条 取扱所は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 指定ごみ袋を常に良好な状態で保管し、紛失又は損傷の防止に努めること。

(2) 取扱所における指定ごみ袋の在庫を適正に管理すること。

(3) ごみ処理手数料の金額を変更して徴収しないこと。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

指定ごみ袋の種類	指定ごみ袋取扱手数料
大袋	1組あたり31円
中袋	1組あたり21円
小袋	1組あたり10円
減量型袋	1組あたり15円